

六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会開催要項

(趣旨)

第1条 名古屋市交通局地下鉄名港線六番町駅(以下「六番町駅」という。)のアスベスト除去工事に伴い発生したアスベスト飛散による健康への影響及び対応について意見聴取するため、六番町駅アスベスト飛散にかかる健康対策等検討会(以下「検討会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

第2条 検討会においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) アスベストの飛散状況
- (2) アスベストの飛散による健康への影響及び対応

(構成)

第3条 検討会の構成員は、公衆衛生、アスベストの飛散・計測、医療等の分野に関して十分な知識及び経験を有する者のうちから交通局長が依頼する者により構成する。

(座長及び副座長)

第4条 検討会の座長は構成員の互選により、副座長は構成員のうちから座長が指名して定める。

- 2 座長は、検討会の議事を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第5条 座長は、検討会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、検討会に諮って、非公開とすることができる。

(謝金)

第7条 構成員に対する謝金は、会議への出席1回につき日額19,800円とする。また、検討会の出席に係る旅費として、名古屋市の規定に基づき、実費相当額を支給する。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、交通局技術本部施設部営繕課において処理する。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、交通局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成26年2月28日から施行する。
- 2 この要項は、平成26年11月25日から施行する。